

第3編 方法書に対する知事の見解について の事業者の見解

第3編 方法書に対する知事の見解についての事業者の見解

第1章 方法書に対する知事の見解についての事業者の見解

方法書に対する知事の見解及び事業者の見解は以下に示すとおりである。

知事の見解（原文）	事業者の見解
全般	
1 環境影響評価の実施に当たっては、住民からの要望等に十分配慮するとともに、引き続き、積極的な情報公開に努めること。	1 長野広域連合では、今後も「積極的な情報の公開」、「地域の意見の十分な反映」、「地域の特性に配慮」の3つの基本方針に基づき、環境影響評価の実施に努めます。
事業計画	
2 ごみの削減目標を達成するため、最新の知見に基づいたごみ処理費用の有料化など、構成市町村が実施する減量化施策による減量効果の見通しについて、関係する市町村と十分協議すること。	2 ごみの削減目標を達成するために、今後も構成市町村が実施する減量化施策による減量効果の見通しについて、関係する市町村と十分協議を行います。
3 施設計画の策定に当たっては、長野県地球温暖化防止県民計画、長野市地域省エネルギービジョン及び長野市地域新エネルギービジョン等に配慮すること。	3 施設計画の策定に当たっては、長野県地球温暖化防止県民計画、長野市地域省エネルギービジョン、長野市地域新エネルギービジョン等に配慮し、エネルギーの有効利用と温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組みます。
4 現況調査に当たっては、長野市清掃センター及びサンマリーンながのと十分調整し、両施設の稼働状況等について留意の上実施すること。	4 現況調査を実施するに当たっては、両施設と密接に連携を図り環境影響評価を実施します。

知事の見解（原文）	事業者の見解
大気質、騒音、振動、悪臭	
5 環境影響評価に当たっては、善光寺御開帳をはじめ、ごみ処理費用の有料化や周辺町村との合併など、交通量等の変動要因について考慮の上実施するとともに、対象事業実施区域周辺における道路整備計画との整合についても留意すること。	5 善光寺御開帳等の特殊な状況については、環境影響評価を行う上で、配慮するとともに、十分留意します。また、制度の変更、周辺町村との合併などの変動要因については、環境影響評価を行う上で、十分留意します。 更に 環境影響評価準備書の段階までに確定した道路整備計画等については、予測・評価の際に整合を図ります。
6 大気質の調査については、風向等気象の状況及び住宅地が近接している等の土地利用の状況を考慮し、調査地点の見直しを行うこと。	6 対象事業実施区域の西側の約 2km 付近に大気質の調査地点を 1 地点追加し、調査を実施します。
7 悪臭の予測及び評価に当たっては、長野市清掃センターの資源化施設で実施した臭気対策工事による改善効果についても考慮すること。	7 悪臭の予測及び評価に当たっては、最新の調査結果を利用するとともに、長野市清掃センターの資源化施設で実施した臭気対策工事による改善効果についても予測及び評価を実施します。
水質、水象	
8 降雨時の河川の水質変動が大きいことを考慮し、降雨時における水質の調査頻度を見直すこと。	8 降雨に伴い水嵩が増した時点から、1 時間毎に複数回の水質測定を 2 降雨時に実施し、降雨時における河川の水質変動を確認します。
9 地下水位の調査地点については、施設供用後の水質モニタリングを考慮して選定すること。	9 地下水については、現在の長野市清掃センターで利用している井戸のうち適当なものをモニタリング用として活用していく計画です。
土壌汚染	
10 ダイオキシン類の土壌汚染の調査範囲については、施設からの排出ガスの最大着地濃度出現距離に安全率を考慮して設定すること。	10 ダイオキシン類の土壌汚染については、長野市が長野市環境測定計画に基づき実施する土壌ダイオキシン類の結果も活用し、施設からの排出ガスの最大着地濃度出現距離の外側の範囲についても予測・評価を実施します。

知事の見解（原文）	事業者の見解
地盤沈下、地形・地質	
11 対象事業実施区域の近接する場所に「泥がち堆積物」があり、地盤沈下のおそれもあるので、地盤沈下について環境影響評価を実施すること。	11 地盤沈下については、対象事業実施区域周辺の既存地質図や地質調査結果等を再度調査し、その影響について予測・評価を実施します。
12 対象事業実施区域のボーリング調査結果によると、強度の弱い「礫混じり砂」が見られるので、液状化の危険性について検討すること。	12 液状化の危険性については、計画施設の設計時に、再度、地質調査ボーリングを実施し、液状化の危険性を把握します。更に、地盤改良や杭の施工等についても検討します。
植物、動物、生態系	
13 動植物の調査範囲については、施設からの排出ガスの影響範囲を考慮して設定すること。	13 犀川河川敷に生息する動植物に注目し、排出ガスの影響範囲を考慮した上で、調査範囲を設定します。
14 動物への影響についての予測及び評価の方法を明確にすること。	14 動物への環境影響評価については、生物相（構成種）、生態系の変化を示す形で予測・評価を実施します。
15 動植物に対する環境影響評価の実施に合わせ、生態系に対する環境影響評価も実施すること。	15 生態系の環境影響調査は、動植物の調査結果を活用して、予測・評価を実施します。
触れ合い活動の場	
16 犀川河川敷については、触れ合い活動の場として利用されていることから、環境影響評価を実施すること。	16 触れ合い活動の場の環境影響評価は、犀川河川敷を対象に予測・評価を実施します。